

経済的虐待に関する報告

特定非営利活動法人 自立生活センター・立川
 〒190-0023 立川市柴崎町2-10-16 オオノビル2F
 ☎042-525-0879
 理事長 鈴木徳子

日頃より、C I L立川へのご支援、ご利用、誠にありがとうございます。

C I L立川では、利用者の金銭管理支援を担当していた職員（元職員）が、利用者のお金を勝手に使ってしまったという経済的虐待事件が起きました。このことについては、2021年11月1日に報告しましたが、その後、被害者のみなさま、第三者委員会、その他関係機関のみなさまにご協力いただき、概ね調査が進みましたので、より詳しい報告をさせていただきます。

1 C I L立川でどんなことが起きたのか

(1) 元職員がしたこと（経済的虐待の概要）

元職員は、C I L立川において、利用者の方から、預貯金通帳やキャッシュカード、現金を預かる支援をしていました。利用者のお金を預かる場合には、引き出したお金が何に使われたのか、きちんと記録しておかなければならないのに、元職員はほとんど記録していませんでした。その結果、通帳から引き出したお金がどのように使われているのか、わからない状態となりました。

それだけでなく、元職員が引き出しているお金の額は、その利用者の方がいつも使うお金よりも、明らかに大きい金額であることもわかりました。そのお金は、利用者のために使われていないので、元職員が自分で使った可能性がとても高いと考えています。

(2) 「いつ」したのか（経済的虐待の時期）

はじめは、正確にはわかりません。古くから利用されていた方の場合には、10年以上前から行っていたと考えています。

おわりは、2021年1月31日までです。

(3) 「いくら」使ったのか（推定被害額）

元職員が自分で使った可能性が高いとされた金額は、弁護士の調査によれば、2012年4月から2021年1月までで、利用者8名から2800万円以上であるとされています。

(4) どうしてわかったのか（事件が発覚したきっかけ）

2021年2月1日に、元職員から金銭的虐待をしたとメールをしてきたことがきっかけです。その後、利用者の方の協力を受けて、銀行の明細を調べました。その結果、元職員が預かっていた預貯金から引き出した現金と、利用者の方がいつも使うお金の差があまり

にも大きいので、経済的虐待がなされていることがわかりました。

(5) 元職員は何に使ったのか

これまで元職員に会いに行ったり、手紙を出したりしましたが連絡が取れず、調査に当たっていないので、わかりません。

2 被害にあわれた利用者さんへの対応

利用者みなさま、ご家族及び後見人のかたなどに、説明とお詫びをさせていただきます。また、被害にあわれた金額については、調査をすることができた2012年4月から2021年1月までの被害金額については、C I L立川から、お支払いしています。

ただし、後見人の選任などによって、まだお支払いできていない利用者のかたもいらっしゃいます。今後、誠実に対応いたします。

3 関係機関への報告など

元職員が経済的虐待をしたことがわかった後、市役所に障害者虐待防止法上の通報をしました。また、他人から預かっていたお金を自分で使うことは、横領という犯罪でもありますので、警察にも相談・告発をしました。さらに、弁護士、外部の福祉関係者を委員とする第三者委員会を設置し、調査をお願いしました。

4 関係者の処分について

元職員に対しては、C I L立川の規則に従って、2021年3月末日でC I L立川を辞めてもらうという厳正な処分をしました。また、責任者である当時の理事長に対しても、2022年5月13日理事長は辞めてもらい、職員ではなく契約職員にするという厳正な処分を行いました。

5 なぜ起きてしまったのか（原因）

C I L立川としては、元職員だけの問題ではなく、法人全体の問題であると考えています。

具体的には、次の様な原因によるものと考えています。

- ・事業として、職員が金銭管理をどうやって行うのか、そのルールや体制があいまいであったこと
- ・無断欠勤や遅刻、勤務態度について注意しても直らないのに正しく評価せず、金銭管理担当者をつづけてさせたこと
- ・金銭管理が担当者一人に任されており、他の職員によるチェック体制がなかったこと
- ・金銭管理がどのようになされているのか、他の職員がチェックしなければならないという意識が低かったこと
- ・虐待防止に関する仕組みが法人として不十分であったこと
- ・事務手続きをまとめる「事務局長」という立場の人がおらず、元職員の上司が理事長しかいなかったこと

6 今後のC I L立川について(改善策)

これらの原因を踏まえて、同じ様なことが二度と起きないように、C I L立川として業務改善計画を作成しました。具体的には、次の様な改善を行います。

- ・金銭管理支援については行いません。ただし、緊急やむを得ず一時的な対応が必要な場合に備えて、ルールを明確化します。
- ・C I L立川ルール(規程)を見直して、足りない部分は新たに作成し、職員全員にわかるようにします。
- ・C I L立川の職場環境を変えて、職員全員が意見をお互いに言いやすい、風通しの良い職場環境を目指します。
- ・C I L立川内で、お互いに業務をチェックできるように体制を整えます。
- ・虐待防止委員会を設置し、研修も毎年必ず行います。
- ・法人会計外としていたものをすべて見直し、会計や監査でチェックできる仕組みを作ります。また、会計も複数で管理する体制を整えます。
- ・役員体制の改善を図り、可能な限り、外部の人に役員をお願いするようにします。
- ・事務局長は、必ず誰かが担当することとします。

なお、第三者委員会からも、金銭管理を行う職員の責任を明確化すべき、金銭管理支援の位置づけを明確化すべき、管理監督体制を改善すべき、職員の啓発・学びの機会を設けるべきとのご指摘をいただいています。

7 最後に

改めて、利用者みなさまや関係者みなさまに多大なご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

また、今回のことは全てが解決したわけではございません。今後、C I L立川として、被害弁償が終わっていない利用者の方に対して、あるいはすでに被害弁償を行った方に対しても追加の被害弁償の申し出があれば、できる限りの対応を行うことが最低限の責任であると考えています。

その上で、またいつの日か、みなさまにC I L立川があってよかったと思っただけできるよう、法人一丸となって改善・改革を進めてまいります。

今後、何か新たな事実が判明しましたら、改めてご報告させていただきます。

なお、ご不明な点などがございましたら、鈴木までお問い合わせください。

以上